

目次

第四次宜野湾市総合計画 基本構想

第1章	はじめに	構想-2
1節	趣旨	構想-2
2節	計画の構成	構想-3
3節	計画の期間	構想-3
第2章	宜野湾市の現状と課題	構想-4
1節	宜野湾市の現状	構想-4
2節	宜野湾市の特性	構想-16
3節	まちづくりの方向性	構想-19
第3章	将来都市像	構想-21
第4章	基本目標	構想-22
第5章	将来人口フレーム	構想-24
第6章	土地利用構想	構想-25
1節	土地利用の基本方針	構想-25
2節	利用区分別の方針	構想-25

第四次宜野湾市総合計画 後期基本計画

第1章 はじめに 後期-2

- 1節 後期基本計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・後期-2
- 2節 後期基本計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・後期-2
- 3節 後期基本計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・後期-2

第2章 施策体系 後期-3

- 1節 施策体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・後期-3
- 2節 基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・後期-4

第3章 重点プロジェクト 後期-5

- 1節 重点プロジェクトの位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・後期-5
- 2節 重点プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・・・後期-6

第4章 基本施策 後期-14

目標1：市民と行政が協働するまち 後期-16

- (1) 協働のまちづくりと開かれた行政の推進・・・・・・・・・・後期-16
- (2) 男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・後期-18
- (3) 国際・国内交流の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・後期-20
- (4) 効果的・効率的な行財政運営の推進・・・・・・・・・・後期-22

目標2：健康で、安心して住み続けられるまち 後期-24

- (1) 地域福祉の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・後期-24
- (2) 子育て支援・子育て環境の充実・・・・・・・・・・後期-26
- (3) 児童虐待・DVの防止と被害者支援の強化・・・・・・・・・・後期-28
- (4) 障がい者（児）福祉の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・後期-30
- (5) 高齢者介護・福祉の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・後期-32
- (6) 生活困窮世帯への支援・労働福祉の推進・・・・・・・・・・後期-34
- (7) 健康づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・後期-36

目標 3 : 文化を育み、心豊かな人を育てるまち **後期- 3 8**

- (1) 未来を担う人間力の育成 後期- 3 8
- (2) 地域に開かれた学校づくりの推進 後期- 4 0
- (3) 地域活動を通じた学びの充実と文化の継承 後期- 4 2

目標 4 : 地域資源を活かした、活力あるまち **後期- 4 4**

- (1) 観光・リゾート産業の振興 後期- 4 4
- (2) コンベンション支援機能の充実 後期- 4 6
- (3) 地域商店街の活性化 後期- 4 8
- (4) 商工業・情報通信産業の振興 後期- 5 0
- (5) 企業立地と多様な働き方による就労の促進 後期- 5 2
- (6) 都市農業・漁業の振興 後期- 5 4

目標 5 : 安全・快適で、持続的発展が可能なまち **後期- 5 6**

- (1) 防災及び救急・消防体制の強化 後期- 5 6
- (2) 交通安全・防犯対策の強化 後期- 5 8
- (3) 環境保全と循環型社会の形成 後期- 6 0
- (4) 公害・環境衛生対策の推進 後期- 6 2
- (5) 快適な生活環境の整備 後期- 6 4
- (6) 交通ネットワークの整備 後期- 6 6
- (7) 上・下水道の整備 後期- 6 8
- (8) 公園・緑地及び墓園等の整備 後期- 7 0

目標 6 : 平和をつなぎ、未来へ発展するまち **後期- 7 2**

- (1) 基地問題への対応 後期- 7 2
- (2) 基地跡地利用の推進 後期- 7 4
- (3) 平和行政の推進 後期- 7 7

第二期宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略

1. 宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置図け 総戦-2

- (1) まち・ひと・しごと創生総合戦略・・・・・・・・・・・・・・・・総戦-2
- (2) 対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・総戦-2
- (3) 推進・検証体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・総戦-3

2. 前提条件の整理 総戦-4

- (1) 宜野湾市人口ビジョンの概要・・・・・・・・・・・・・・・・総戦-4
- (2) 宜野湾市関連計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・総戦-6
- (3) 国・県の総合戦略の概要・・・・・・・・・・・・・・・・総戦-9

3. 基本的な考え方 総戦-11

- (1) 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・総戦-11
- (2) 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・総戦-12

4. 宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略 総戦-13

- (1) 雇用の分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・総戦-17
- (2) 交流の分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・総戦-19
- (3) 結婚・出産・子育ての分野・・・・・・・・・・・・・・・・総戦-21
- (4) 地域づくり・連携の分野・・・・・・・・・・・・・・・・総戦-23
- (5) 横断的な目標1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・総戦-25
- (6) 横断的な目標2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・総戦-26

第三次宜野湾市国土利用計画

計画策定にあたって 国土-2

目標年次について 国土-2

第1章 市土利用に関する基本構想 国土-3

- 1 市土利用の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 国土-3
- 2 地域類型別の市土利用の基本方向・・・・・・・・・・ 国土-8
- 3 利用区分別の市土利用の基本方向・・・・・・・・・・ 国土-9

第2章 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要 国土-12

- 1 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標・・・・・・・・ 国土-12
- 2 地域別の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 国土-13

第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要 国土-16

- 1 公共の福祉の優先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 国土-16
- 2 土地利用関連法制等の適切な運用・・・・・・・・・・・・ 国土-16
- 3 市土の保全と安全性の確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 国土-16
- 4 持続可能な市土の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 国土-17
- 5 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保・・・・・・・・ 国土-17
- 6 土地の有効利用の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 国土-18
- 7 土地利用転換の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 国土-20
- 8 市土に関する調査の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 国土-21
- 9 市土の市民的経営の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 国土-21
- 10 計画の効果的な推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 国土-21

資料編

1 策定経緯・体制・関連法規 資料-2

2 宜野湾市振興計画審議会 資料-13

3 目標指標設定の考え方 資料-21

4 用語解説 資料-37

5 市民意識調査 資料-43

第四次宜野湾市総合計画 基本構想

平成 29 年度～令和 6 年度
(2017 年度～2024 年度)

第1章 はじめに

1節 趣旨

宜野湾市はこれまで、その時代に相応しい将来都市像を描き、まちづくりを達成するために宜野湾市総合計画（第一次・昭和52年度～昭和63年度）、宜野湾市新総合計画（第二次・平成元年度～平成17年度）及び第三次宜野湾市総合計画（平成18年度～平成28年度）と総合計画を策定し、市民と共に様々な施策や事業を進めてまいりました。

その間、我が国を取り巻く経済・社会情勢は、本格的な人口減少・少子高齢社会の到来、地球レベルでの環境問題の顕在化、経済社会のグローバル化や高度情報化の一層の伸展等、時代の変遷とともに目まぐるしく変容しております。

そのような中、市民の価値観も多様化し、市民の様々なニーズに対応しつつ本市が持続的に発展するためにも、第四次宜野湾市総合計画は、本市の特性や今後力を入れるべきことをしっかりと捉え、時代の流れや市民意識の変化に応じた今後8年間の将来都市像を描き、まちづくりの方針を定め、その方針を達成するためのやるべきことを明らかにするために策定いたします。

■宜野湾市総合計画の変遷

○宜野湾市総合計画（第一次・昭和52年度～63年度）



《将来像》

- 「明るく美しく豊かな健康都市」
- 「新しい文化創造をめざす学園文化都市」
- 「沖縄県の新しい行政センター都市」

○宜野湾市新総合計画（第二次・平成元年度～17年度）

《将来都市像》

- 「ねたて」の都市・ぎのわん
- はごろも伝説のいきるコンベンションシティ -



○第三次宜野湾市総合計画（平成18年度～28年度）

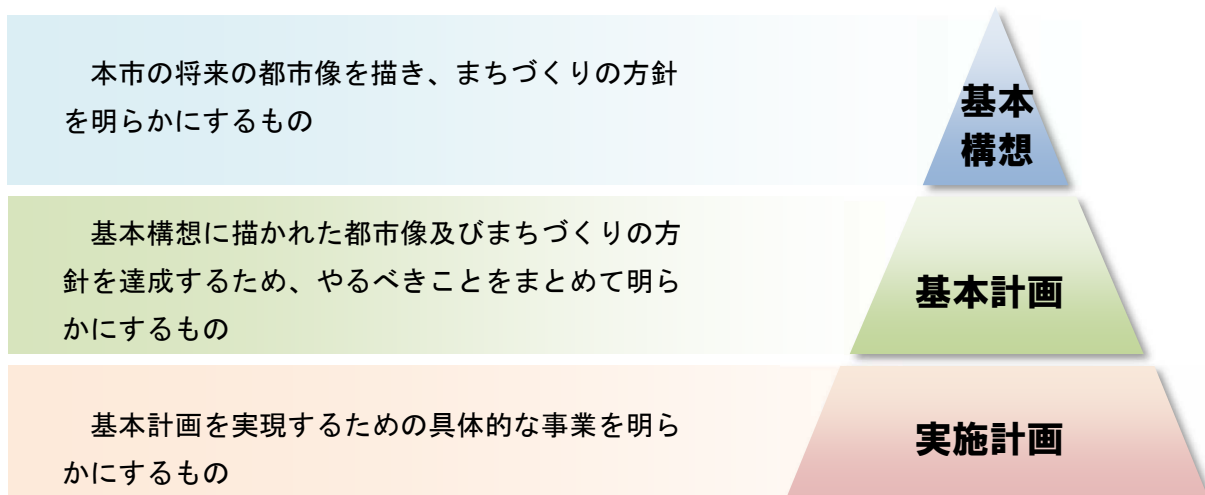


《将来都市像》

- 市民が主役の「ねたて」の都市・ぎのわん

2節 計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。



3節 計画の期間

基本構想の計画期間は、平成29（2017）年度から令和6（2024）年度までの8年間とします。

基本計画の計画期間は、前期計画を平成29（2017）年度から令和2（2020）年度までの4年間とし、後期計画を令和3（2021）年度から令和6（2024）年度までの4年間とします。

実施計画は、3年間のローリング方式により作成します。

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
基本構想	← 計画期間8年間 平成29年4月1日～令和7年3月31日 →							
基本計画	← 前期基本計画 →				← 後期基本計画 →			
実施計画	← 実施計画 →							
			← 実施計画 →					
			← 実施計画 →		...			

第2章 宜野湾市の現状と課題

1節 宜野湾市の現状

(1) 宜野湾市の概要

①位置・地勢

本市は、沖縄本島中南部の東シナ海に面し、北には北谷町、東には中城村、北東には北中城、南東には西原町、南に浦添市と面しています。

那覇市より北に12Km、沖縄市より南に6Kmの地点にあり、市内をドーナツ状に国道58号、国道330号、県道81号（宜野湾北中城線）、県道34号（宜野湾西原線）が通り、さらに沖縄自動車道の北中城インターチェンジ、西原インターチェンジへもつながりが容易な沖縄本島の中部及び北部を結ぶ交通上の重要な地点に位置しています。



②歴史

本市の母体である宜野湾間切は、寛文11（1671）年に浦添間切から我如古、宜野湾、神山、嘉数、謝名具志川（大山）、大謝名、宇地泊、喜友名、新城、伊佐の10村を編入、中城間切から野嵩、普天間、そして北谷間切から安仁屋をそれぞれ編入し、新設された真志喜を含め14村で設立されました。

明治12（1879）年の廃藩置県後、宇宜野湾に中頭役所が置かれ、また普天間に県立農事試験場が設立されました。さらに中頭郡教育会がたびたび宜野湾で開かれるなど、本島中部の政治、経済、教育の中心地として活気を呈していました。

第二次世界大戦においては、本市も壊滅的な戦災を被りましたが、野嵩地域が焼失を免れ周辺地域の民間人の収容所となり、宜野湾の戦後復興の中心地となりました。その一方で、戦中から戦後にかけて市域の主要な部分が米軍基地として接收され、基地のまちとしての性格を強めました。また、普天間を中心に都市化が進展し、昭和37（1962）年7月1日に市制が施行され、宜野湾市が誕生しました。

現在では、本市に立地する沖縄国際大学と隣接する国立大学法人琉球大学との連携を中心とした国際学園都市としての地区形成や、西海岸地域においては、都市型リゾート機能を有したマリナーやビーチをはじめ、コンベンション施設、大型商業施設やリゾートホテルが立地するなど、観光リゾートエリアとしての機能も有しており、沖縄県内の中核的役割を担う都市として成長発展を遂げています。



(2) 人口動向

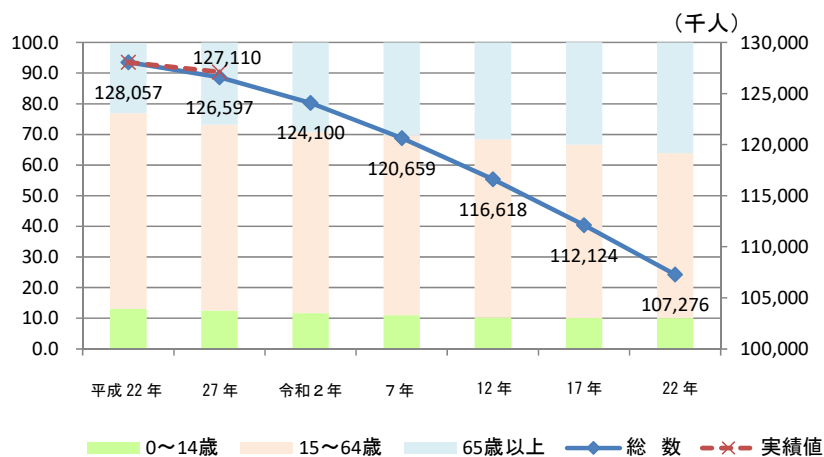
【社会動向】

国立社会保障・人口問題研究所によると、我が国の総人口は、平成 22（2010）年の人口 1 億 2,806 万人から、令和 22（2050）年には 1 億 727 万人に減少すると推計されています。3 区分別人口割合を見ると、同推計期間に年少人口、生産年齢人口が減少し、老年人口（65 歳以上人口）は増加することがわかります。

国は、急速な少子高齢化の進行に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、将来にわたって活力ある日本を維持するため、平成 26（2014）年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、各地域がそれぞれの特性を活かした自立的で持続的な地方創生を目指し、取り組みを加速させています。

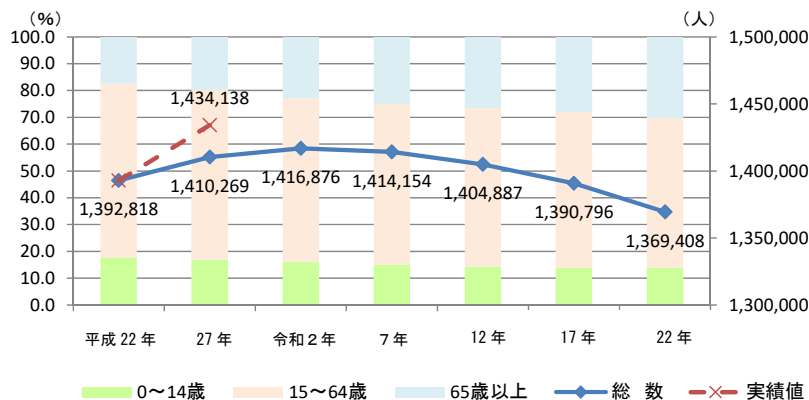
沖縄県の総人口は令和 2（2020）年までは増加しますが、その後は減少する見通しとなっています。

■全国の将来人口・3区分別人口割合の推計



資料：国立社会保障・人口問題研究所『日本の都道府県別将来推計人口』（平成 24 年 1 月推計）
 ※出生中位(死亡中位)推計結果「実績値」は国勢調査結果

■沖縄県の将来人口・3区分別人口割合の推計



資料：国立社会保障・人口問題研究所『日本の都道府県別将来推計人口』（平成 24 年 1 月推計）
 ※出生中位(死亡中位)推計結果「実績値」は国勢調査結果

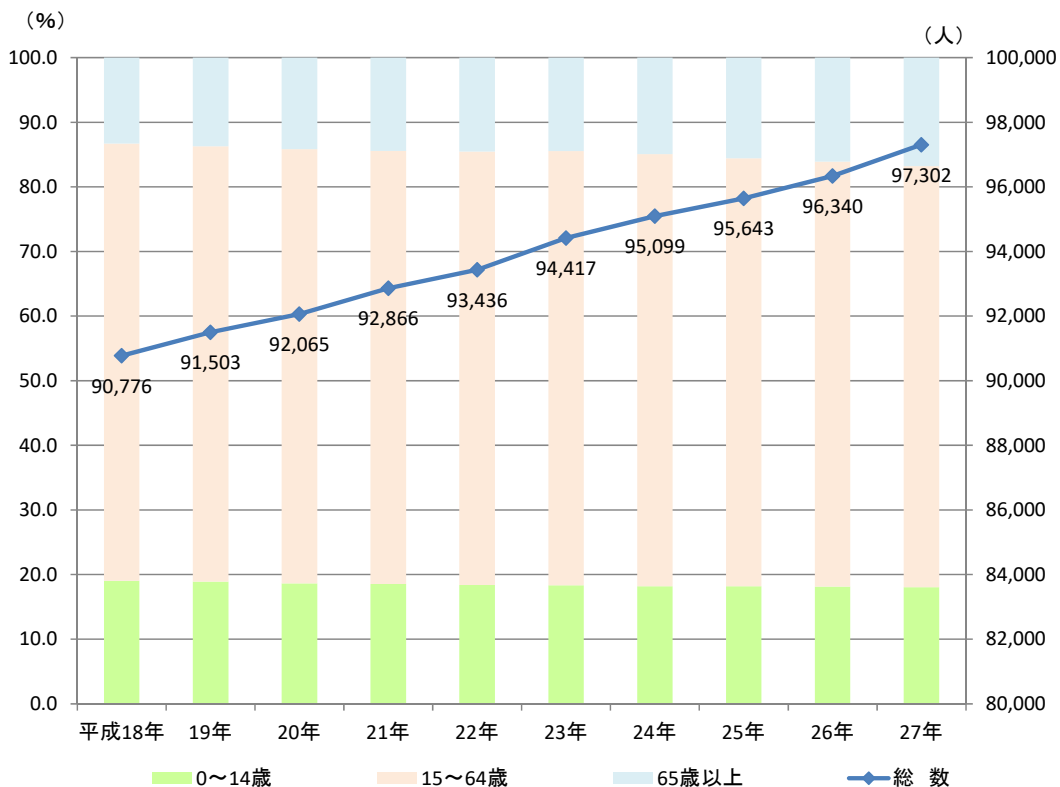
【宜野湾市の動向】

本市の人口・世帯数をみると、平成27（2015）年9月末時点の総人口は97,302人となっており、総人口は増加傾向にありますが、将来の人口推計によると、令和7（2025）年を境に人口減少に転じるものと考えられています。

人口動態においては、近年は自然増が減少傾向にありますが、社会増減の振れ幅以上に自然増があり、総人口は安定しています。しかし、自然増が減少し続けると社会減の影響を抑えきれない可能性があるため、今後は出生者数の増加による自然動態の維持と転出抑制・転入促進による社会動態の安定化により、人口を維持していく必要があります。

本市においても、「しごと」と「ひと」の好循環をつくり、人口減少を防ぎ、自律的に活力あるまちづくりに取り組むため「宜野湾市人口ビジョン」及び「宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。

■人口等の推移（各年9月末時点）



資料：住民基本台帳

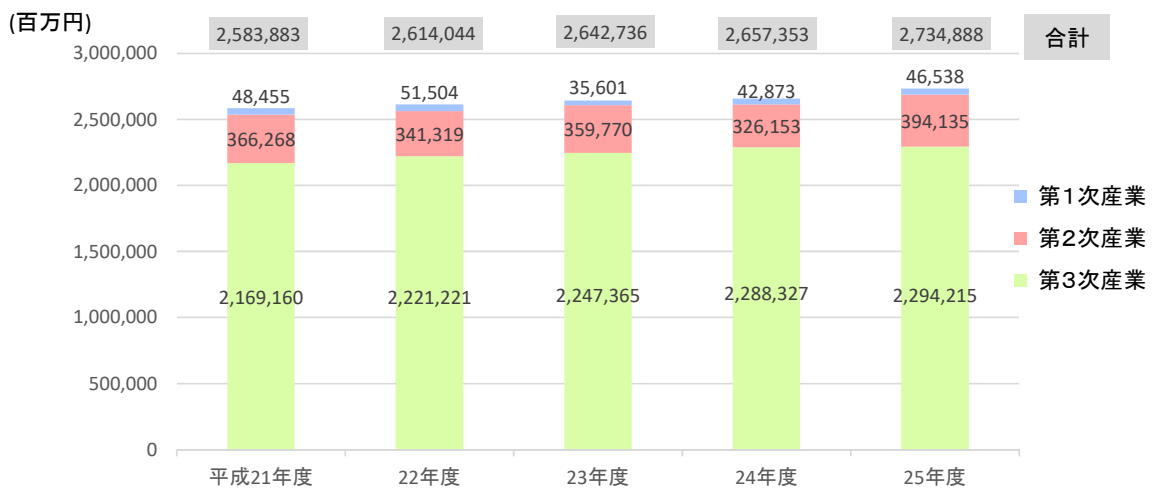
(3) 経済・産業に係る動向

【社会動向】

日本経済は、円高とデフレの悪循環の懸念もあり、いわゆる産業の空洞化が進んでいます。平成25(2013)年1-3月期には実質GDPはリーマンショック前の平成20(2008)年7-9月期の水準を回復しているものの、世界規模の生産ネットワークの構築や経済連携の動きが活発化しており、雇用情勢の安定化や国際感覚豊かな人材育成が求められています。

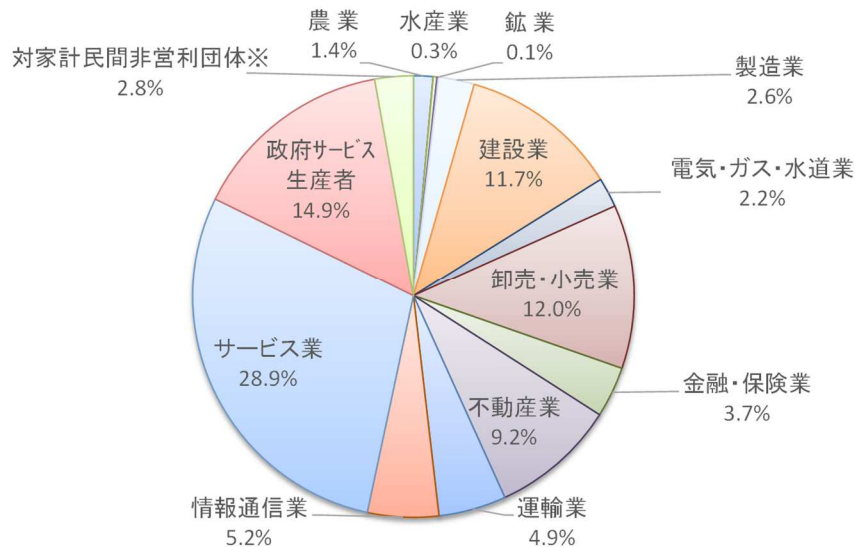
こうした中、沖縄県の純生産額をみると、近年は増加傾向にあります。経済活動別に見ると、サービス業が28.9%と最も高く、次いで行政機関や教育機関等を意味する政府サービス生産者が14.9%となっています。

■産業別純生産額の推移（沖縄県）



資料：沖縄県市町村民所得

■平成25年度経済活動別純生産（沖縄県）



資料：沖縄県市町村民所得

※「対家計民間非営利団体」とは、私立学校の全て、労働組合、政党や宗教団体などのこと。

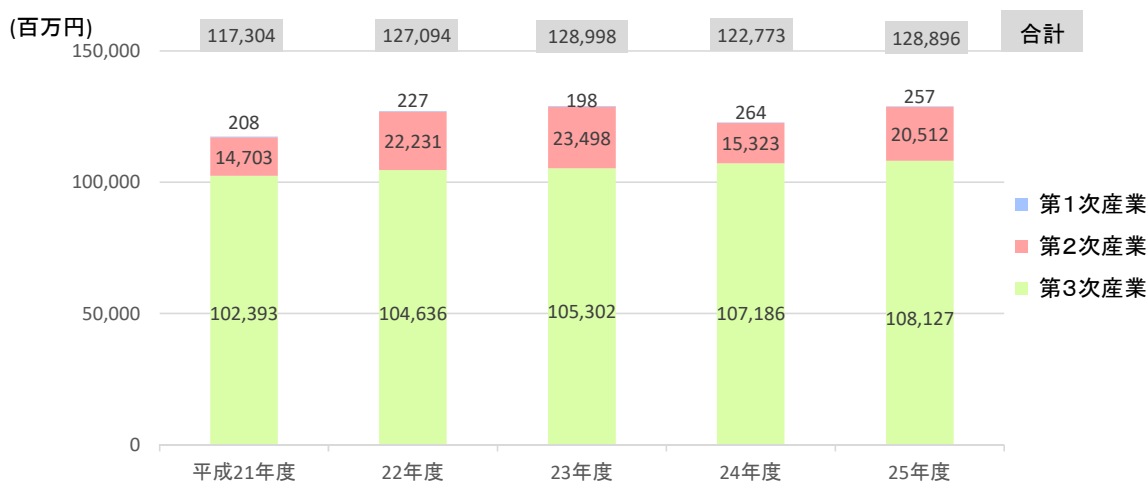
【宜野湾市の動向】

本市の西海岸地域では、沖縄コンベンションセンターを中心に観光・商業地域としての発展を目指し、商業集積がなされています。

市内の純生産額は、平成 21（2009）～平成 23（2011）年度にかけて増加傾向にありましたが、平成 24（2012）年度には減少し、平成 25（2013）年度に再び増加しています。経済活動別にみるとおおそ沖縄県と同じ割合となっていますが、サービス業が 33.4%と県平均よりも高く、次いで建設業が 14.7%となっています。

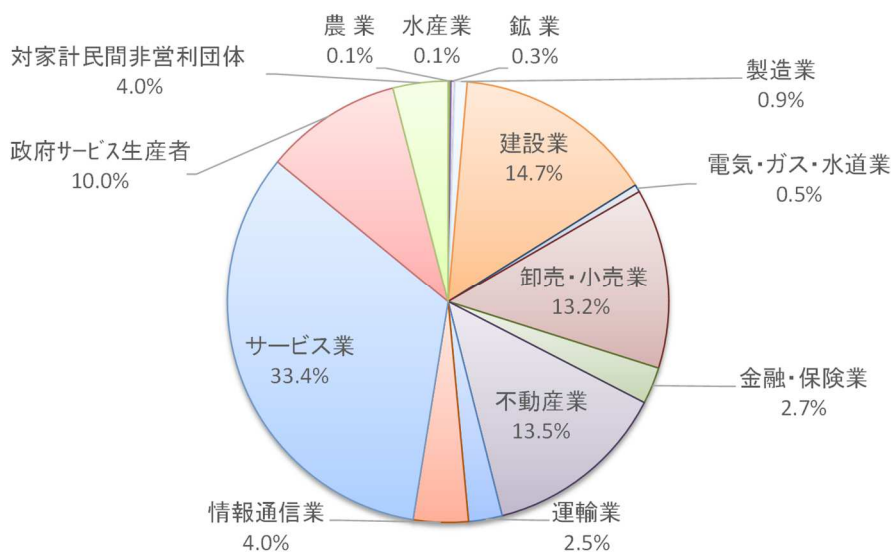
本市の 1 人当たりの市町村民所得は、平成 21（2009）～平成 24（2012）年度にかけて横ばいの状況にありましたが、平成 25（2013）年度に微増しています。

■産業別純生産額の推移（宜野湾市）



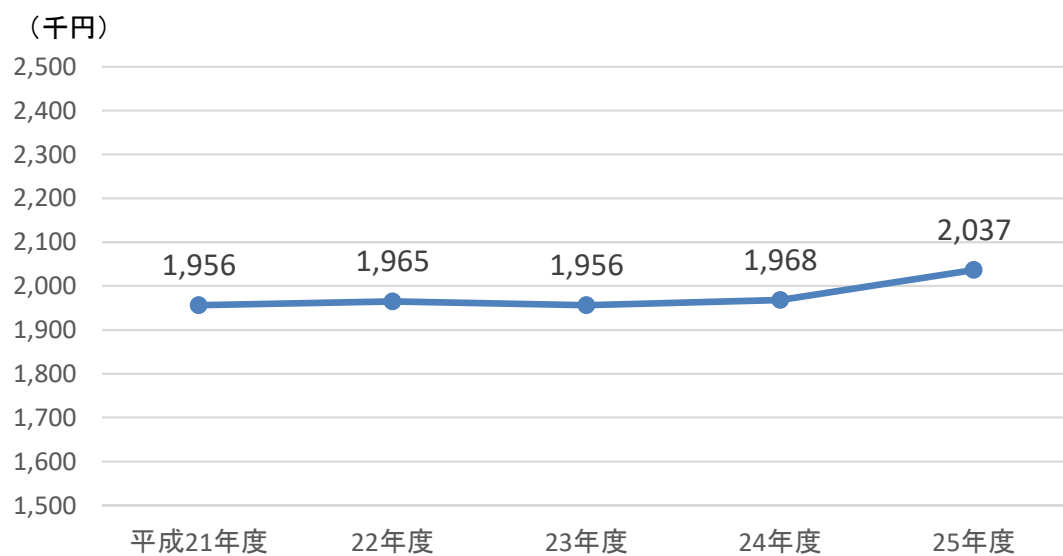
資料：沖縄県市町村民所得

■平成 25 年度経済活動別純生産（宜野湾市）



資料：沖縄県市町村民所得

■ 1人当たりの市町村民所得の推移（宜野湾市）



資料：沖縄県市町村民所得

※「1人当たりの市町村民所得」とは、雇用者報酬、財産所得および企業所得の合計を、その年の各市町村人口で割った計数（指標）であり、個人の給与や実収入などの所得水準を表すものではない。

(4) 子育て支援及び保育・教育に係る動向

【社会動向】

子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくない状況となっています。こうした中、国や地域を挙げて子どもや家庭を支援する、新しい支え合いの仕組みを構築することが求められています。

また、教育について、これからの激動の社会を生き抜く子どもたちには、自ら考え、学校内外の多様な人々と協働しながら主体的に課題を解決し価値を創造する力が求められており、このような力を育むためには、情報通信技術の活用等も図りつつ互いに学び合う新しい学びへ移行していくことが求められています。

さらには、小学校における専科教員による指導、特別支援教育への対応等、児童・生徒一人ひとりの個性に合ったきめ細かな指導が必要です。

こうした諸課題も踏まえ、引き続き、きめ細かで質の高い教育の実現に向けた教員の資質の向上とともに、義務教育段階における教職員等の指導体制の整備等を図っていくことが必要です。

沖縄県においては、待機児童の解消等、市町村との協働による教育、保育の提供体制の確保、保育・教育を担う人材の確保と資質の向上、社会的な支援の必要性の高い子どもと家族に対する適切な支援等に関する「^{くがに}黄金っ子応援プラン」や学校教育の充実、青少年の健全育成、社会教育の充実等に関する「沖縄県教育振興基本計画」を策定しています。

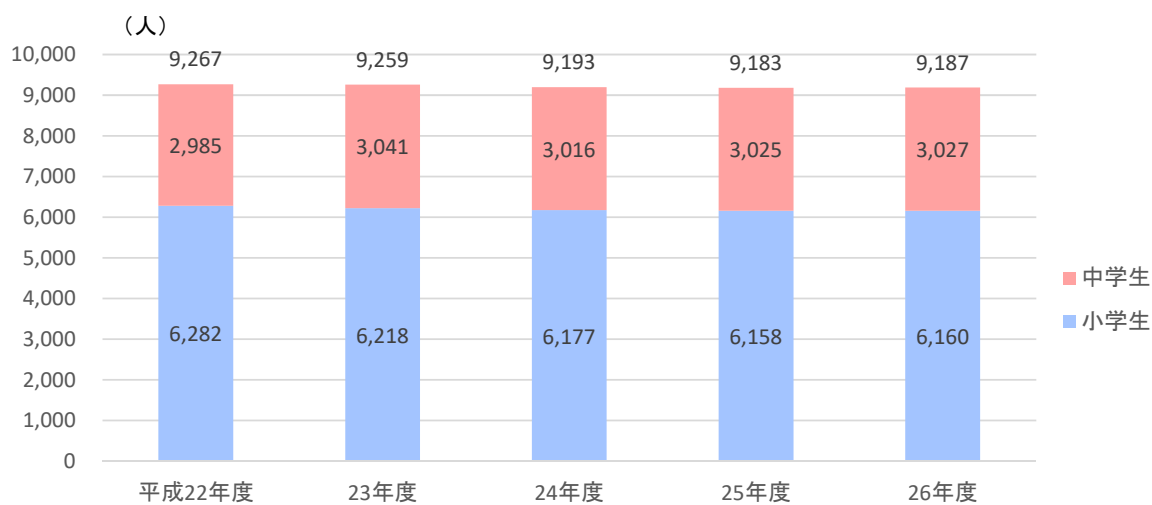
【宜野湾市の動向】

全国的に少子化が進む中、本市の出生数及び小学校・中学校の児童・生徒数は横ばいの状況にあります。

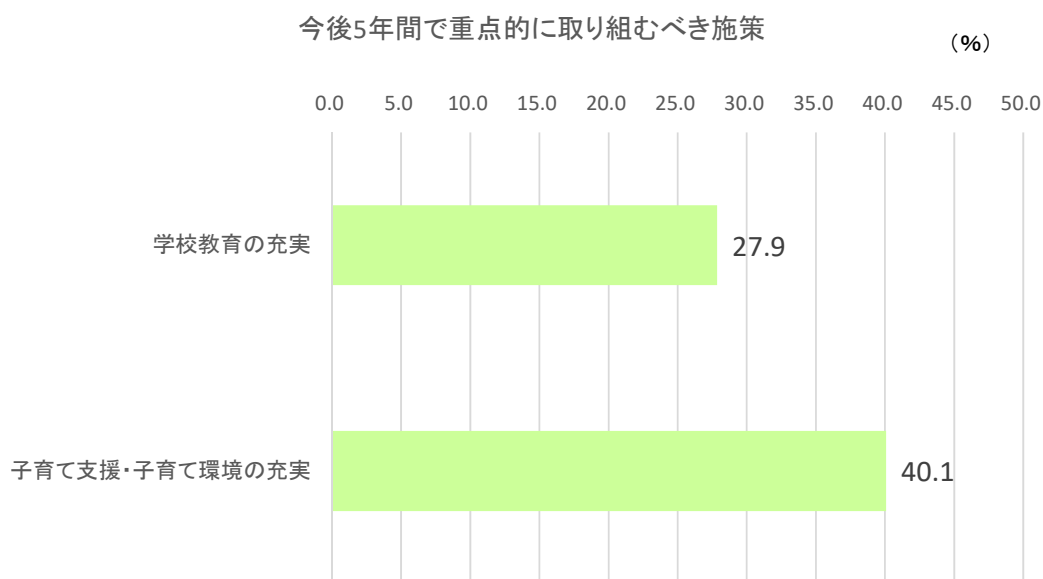
このような中、本市では「宜野湾市子ども・子育て支援事業計画」や「宜野湾市教育振興基本計画」を策定し、子育て支援及び保育・教育環境の充実に向けた取り組みを進めています。

市民意識調査（平成27年度実施）によると、「学校教育の充実」、「子育て支援・子育て環境の整備」は今後力を入れて取り組むべき施策としての市民意向が高くなっています。

■ 小学校・中学校児童・生徒数の推移



■ 市民意識調査（平成 27 年度実施）



(5) 健康・福祉に係る動向

【社会動向】

国の年齢構成別人口の推移では、平成7年から20年の間に老年人口は89%増加しており、社会保障・税一体改革や年金制度の見直し等、高齢社会への対応が求められています。

医療に関して、国の医療提供体制は「国民皆保険制度」と国民が自分の判断で自由に医療機関を選択できる「フリーアクセス」の下で、国民が必要な医療を受けることができるよう整備が進められていますが、現在、産科・小児科等の診療科の医師不足問題やへき地等における医療難民等の深刻な問題、救急患者の受入れ問題等に直面しており、これらの問題に対する緊急の対策を講じる必要があります。また、国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、国・都道府県は、医療費適正化計画を策定しており、今後も計画に基づく医療費の適正化が求められています。

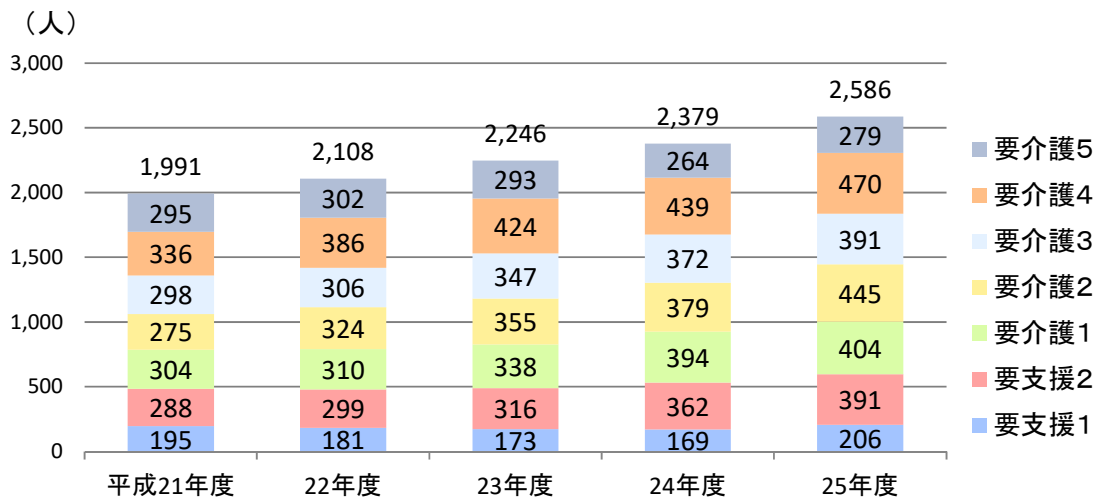
【宜野湾市の動向】

本市においても、老年人口は増加傾向で推移しており、同様に要介護・要支援認定者数も増加傾向にあるため、あしび村やデイサービス事業、介護予防に関する知識の普及啓発等を実施しています。

本市の医療費は、高齢化や生活習慣病等の慢性的な病気の増加により増加傾向にあります。増大する医療費の適正化を図るため、特定健診の受診率向上に努めるほか、健康づくりに関しては、健康教室等各種充実した取り組みが図られています。

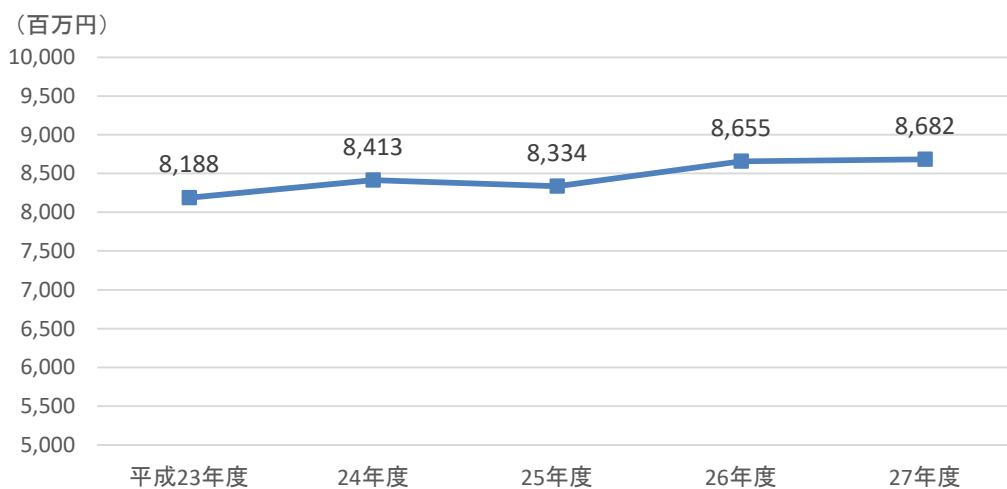
また、福祉の推進にあたっては、社会福祉協議会等との連携を密にするとともに、身近な取り組みとして「地域支え合い活動委員会」を設置し、地域でのネットワークやサポート体制の構築に努めています。

■要介護支援認定数の推移



資料：介護長寿課

■医療費の推移《10割分（保険負担分＋自己負担分等）》



資料：国民健康保険課

（6）安全・安心に係る動向

【社会動向】

東日本大震災等では、行政が全ての被災者を迅速に支援することが難しいこと、行政自身が被災して機能が麻痺するような場合があることが明確になったことから（公助の限界）、首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模広域災害時の被害を少なくするためには、地域コミュニティにおける自助・共助による「ソフトパワー」を効果的に活用することが不可欠です。

この点において、一般的な地域活動（地縁活動）の活性化、地域コミュニティと行政が連携して対応していくこと、事業者と地域住民との連携・共生の促進が地域防災力の向上につながる重要な鍵となっています。

また、我が国の交通事故者数及び刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、近年は減少幅が縮小傾向にあることから、今後もハード、ソフト合わせた交通安全及び防犯対策を推進していく必要があります。

【宜野湾市の動向】

本市においては、火災や自然災害等から市民の生命及び財産を守るため、消防水利の整備・拡充や消防車両の更新・整備といった消防力の強化をはじめとして、救急業務の円滑な受け入れ体制の構築や救急救命士の教育研修の充実強化といった救急体制の拡充、さらには自主防災組織の育成に関する支援も実施しています。

また、学校、警察、ボランティア団体等との協力のもと、交通安全思想の普及や「ちゅらさん運動」の推進、道路標識等の交通安全施設の更新を実施するなど安全・安心のまちづくりを推進しています。

(7) 都市形成に係る動向

【社会動向】

我が国の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって健康で安心できる快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題です。

こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が、公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通等も含めて都市全体の構造を見直すことが求められています。

【宜野湾市の動向】

本市は、市の中心に米軍基地が立地している特異な都市構造を形成している中、西海岸エリアにおける商業集積を行うとともに、上・下水道や都市公園等のインフラ整備を行うなど、快適な生活環境の整備に向けた取り組みを進めています。

また、平成27年3月にキャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の返還が実現し、跡地利用に関する取り組みを進めています。

(8) 市民協働に係る動向

【社会動向】

近年の人口減少、少子高齢化の進展を受け、子育て、教育、医療、福祉等における課題は複雑かつ多様化してきており、これまでの公平・画一的な従来の行政サービスだけでは対応できないケースが増えています。

また、地方分権が進展する中、公共サービスの提供を住民やNPOが主体となって行う考え方（新しい公共）の浸透等を背景として、財政状況等の行政情報の公開やパブリックコメント制度の実施等、住民の行政への参加を積極的に推進する地方自治体が増えています。

【宜野湾市の動向】

本市においても市民協働の考え方を示す「市民協働推進基本指針」に基づき、「市民協働推進実施計画」を策定し、市民向けの「地域づくり」研修等を実施しています。NPO法人等、目的型活動団体が増加傾向にある一方、まちづくりへの参加意向は減少傾向にある等、地域コミュニティの衰退が懸念されます。

今後は、各種計画におけるパブリックコメントの実施やワークショップ、「協働」の意味や必要性を理解する学習機会の提供等、市民協働を推進するための取り組みがさらに求められています。

(9) 基地問題・平和に係る動向

【社会動向】

沖縄県には、平成 27 年 3 月末現在 31 の米軍専用施設があり、狭い県土に全国の米軍専用施設の約 74%が集中しており、総合的な交通ネットワークの構築や計画的なまちづくり、産業立地、漁業、航空機及び船舶の支障となるなど、県の振興を進める上で大きな障害となっています。

こうした中、日米両政府は平成 25 年「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画（以下「統合計画」という。）」に合意しています。これは沖縄県内で人口の多い嘉手納基地以南にある米軍の 6 施設・区域を再編統合したうえで、駐留軍用地を順次日本に返還する計画で、それぞれの返還時期を明示しています。返還にあたっては多くの課題が想定される中、1 日も早い基地問題の解決が求められています。

また、我が国では、戦後生まれの人口が 8 割を超えている中、教育機関における平和教育をはじめとした平和啓発への取り組みが一層求められています。

【宜野湾市の動向】

統合計画では、本市に駐留している普天間飛行場の返還時期を「2022 年度又はその後」としていますが、普天間飛行場の固定化を絶対に阻止し、一日も早い閉鎖・返還を実現するための取り組みを進めるほか、返還されるまでの間の危険性除去及び基地負担軽減を図り、跡地利用計画策定に向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、若い世代の平和意識を醸成するため、平和学習の一環で市内中学生を長崎県へ派遣するほか、市民向け平和啓発事業として、講演会や市民コンサートを実施しています。

2節 宜野湾市の特性

宜野湾市の特性について、ぎのわん・未来ワークショップ、市民意識調査(アンケート調査)及び行政内部評価より抽出し、「伸ばすべき特性」と「改善すべき特性」を示します。

伸ばすべき特性

市民意識調査及びワークショップにおける市民満足度や行政内部評価が高く、今後さらに推進していくべきものとして「伸ばすべき特性」を位置づけます。

◆子育て環境の充実

本市では、こども医療費助成事業やひとり親世帯への支援に加え、放課後児童の居場所づくりや待機児童解消に向けた取り組みを実施しており、子育てしやすい環境整備に取り組んでいます。

◆教育環境の充実

本市では、学校教育施設の整備やICT活用による授業の実施、スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置等、学校における教育・相談・支援体制の充実や、小学校での英語教育の実施、さらには各種研修等により教職員の資質の向上に努めるなど、学校教育の充実に向けた取り組みを総合的に推進しています。

今後は、学校だけでなく、家庭・地域社会がそれぞれ適切な役割分担を果たしつつ、相互に連携し、地域全体で教育を行う体制の整備が求められています。

◆県内有数のコンベンション・リゾートエリアの形成

本市の西海岸エリアには、沖縄コンベンションセンターや宜野湾港マリーナ、宜野湾トロピカルビーチ等観光資源が集積しており、近年は商業施設の立地がなされるなど、アフターコンベンションの充実も併せて行われています。

◆特産品を活用した独自の取り組みの展開

本市の特産品である大山田いものブランド化事業として、田いもを使用した商品の開発が行われています。また、2月6日をターウムの日とした「宜野湾市ターウムの日に関する条例」を制定するなど、独自の取り組みを実施しています。

◆快適な生活環境の形成に向けた取り組みの充実

本市においては、慢性的な交通渋滞等課題はあるものの、土地区画整理事業や公園、上・下水道の整備等、快適な生活環境の形成に向け着実に取り組んでいます。

今後は、道路の緑化や騒音対策等の取り組みをさらに推進することで、より快適な生活環境を形成することが求められています。

◆健康づくりの推進

本市では、母子相談（健康相談）、食育キャンペーンの実施、宜野湾市オリジナル健康体操（美らがんじゅう体操）等、健康都市の実現に向けた取り組みを積極的に進めています。

今後も健康づくりの取り組みをさらに推進し、特定健診受診率の向上等課題事項の解決も合わせて行う必要があります。

改善すべき特性

市民意識調査及びワークショップにおける市民満足度や行政内部評価が低く、今後改善が求められるものとして「改善すべき特性」を位置づけます。

◆情報通信産業の発展に向けた取り組みの充実

本市は、「情報通信産業振興地域」に指定されており、立地した企業が税制優遇措置を活用できる地域となっています。また、情報産業の発展等を目的とする複合施設として「宜野湾ベイサイド情報センター」が立地しており、企業同士の交流や企業育成を支援しています。

今後は、企業誘致の用地確保に取り組むほか、民有地を含めた市内用地の情報収集等を行い、企業立地を推進していく必要があります。

◆地域資源のさらなるPR活動の充実

本市には、宜野湾トロピカルビーチをはじめとする観光資源や沖縄コンベンションセンターが立地し一定の観光客が訪れていますが、受け継がれている歴史・文化財、湧水等の地域資源の活用、情報発信が十分でない面もあり、他の観光地へ向かうまでの一通過点となっている状況があります。

今後は、広域的な観光客に対する案内の充実を図るなどPR活動を充実させていく必要があります。

◆基地問題の解決と未来へ向けたまちづくり

基地問題への対応、基地跡地利用の推進は今後特に力を入れて取り組むべき施策としての市民意向が高くなっており、引き続き、返還に向けた取り組みを実施するとともに、市民、地権者とともに返還後のまちづくりを見据えた取り組みが必要です。

◆産業の活性化に向けた人材育成

本市では、観光、情報通信産業の分野において、各種研修等による人材育成支援を実施しています。

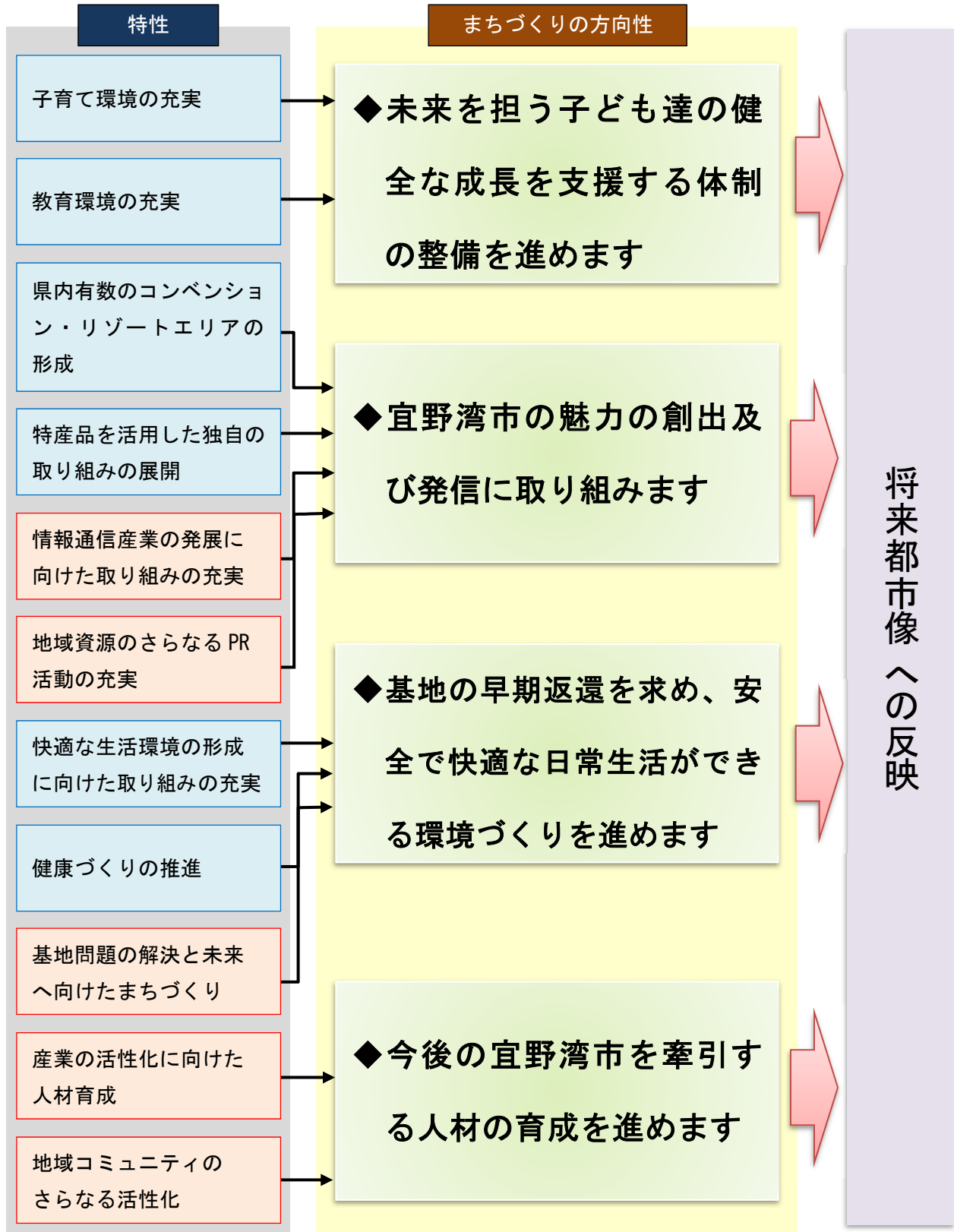
今後は、就労支援と併せ各分野における人材育成支援を行うことにより、産業全体の活性化が求められています。

◆地域コミュニティのさらなる活性化

市民意識調査（平成27年度実施）によると、地域のまちづくりへの参加意向は前回（平成21年度実施）と比較し低くなっています。また、自治会の加入率が減少しているなど課題を抱える中、本市では市民向けの「地域づくり」研修や、市民団体、ボランティアへの支援を行っており、今後地域コミュニティのさらなる活性化に向けた取り組みを推進する必要があります。

3節 まちづくりの方向性

本市の特性を踏まえ、まちづくりの方向性を示します。



■■■■ ・・・伸ばすべき特性

■■■■ ・・・改善すべき特性

未来を担う子ども達の健全な成長を支援する体制の整備を進めます

学校教育の充実や、子育て支援・子育て環境の整備は今後力を入れて取り組むべき施策としての市民意向が高くなっています。そうした中、教育現場でのICT導入や国際交流を通じた人材育成、待機児童解消に向けた取り組み等が実施されてきており、今後も教育体制や子育て支援体制のさらなる充実等、子どもの成長環境の整備に向けた取り組みを進めます。

宜野湾市の魅力の創出及び発信に取り組みます

本市には、水量豊かな湧水や多くの生き物が生息する大山湿地、希少なサンゴ礁等、本市の魅力を高める可能性を秘めた自然環境が存在しています。また、西海岸エリアにおいて、沖縄コンベンションセンターを中心に宜野湾海浜公園や宜野湾トロピカルビーチ、リゾートホテル等が立地し、県内でも有数のコンベンション・リゾートエリアが形成されています。

今後は、新たな特産品の開発に向けた取り組みや市内観光周遊コースの作成、PR活動等により地域資源のさらなる有効活用が期待できます。そうした取り組みとともに、各産業の連携や企業誘致を総合的に進めることにより、宜野湾市の魅力の創出及び発信に取り組みます。

基地の早期返還を求め、安全で快適な日常生活ができる環境づくりを進めます

本市の最大の課題である基地問題に関しては、未だ先行きが不透明な状況にありますが、引き続き早期返還に向けた取り組みを継続し、返還された土地については跡地利用計画を策定するなど、取り組みを推進しています。

また、地域の医療・福祉環境や都市基盤の整備についても、安全で快適なまちづくりに向け取り組みを推進しています。今後も基地跡地利用を推進し、医療・福祉環境及び住環境を充実させ、住民が安全で快適な日常生活を送ることができる環境づくりを進めます。

今後の宜野湾市を牽引する人材の育成を進めます

市民意識調査（平成27年度実施）によると、人材の育成・確保は重要度が高い取り組みとなっています。こうした中、本市では教育・観光・情報通信産業といった分野において、人材育成の支援を行っています。また、市内NPOネットワークの組織化や地域コミュニティ活動拠点の整備等、市内活動団体への支援を積極的に進めています。

今後は、各分野において専門性を持った人材育成を推進し、産業の活性化につなげるとともに、地域振興に貢献する大切な活動の担い手・リーダーを育成し、市民主体のまちづくりを進めます。

第3章 将来都市像

人がつながる 未来へつなげる ねたてのまち宜野湾

～活気にあふれ、豊かで住みよいまちを目指して～

キーワード

○人がつながる・・・

今後、少子高齢化が進行していく中で、自助・共助の強化が重要となることから、「協働」の意味や必要性を理解する学習機会の提供や市政に参画しやすい仕組みの構築、地域コミュニティ活性化に資する取り組み等を進めるとともに、地域振興に貢献する大切な活動の担い手・リーダーを育成し、市民参画・市民協働のまちづくりを進めます。

○未来へつなげる・・・

子どもの貧困問題への対策を強化し、子育て支援や保育・教育環境が充実したまちづくりを進めます。また、基地跡地利用においては、普天間飛行場の返還も見据え、キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区跡地）において国際医療拠点を中核としたまちづくりを進めます。

○ねたて・・・

「ねたて」とは古謡「おもろそうし」に表された言葉で、「物事の根元」または「共同体の中心」を意味します。沖縄コンベンションセンターを中核として、人・物・情報が国際的な次元で出入りする本市は、沖縄県の中核的役割を担う都市として成長発展しており、21世紀をリードする沖縄県の中核都市としての役割を意識したまちづくりを進めます。

○活気にあふれ・・・

コンベンション・リゾートエリア等、本市の有する地域資源のさらなる活用とともに、各産業の連携した取り組みを積極的に進めることにより、魅力の創出及び発信を行い、活気あるまちづくりを進めます。

○豊かで住みよいまち・・・

基地問題の解決に向け国・県ともにさらなる取り組みを進めるとともに、医療・福祉環境及び住環境を充実させ、住民が安全で快適な日常生活を送ることができるまちづくりを進めます。

※キーワードの抽出について

市民参加型の『ぎのわん・未来ワークショップ』において「コミュニケーション」「国際交流拠点」「参画すること」「地域コミュニティの活性化」などのキーワードが抽出されました。これらのキーワードを検討し、「つながる」「つなげる」という言葉に集約し、将来都市像に盛り込みました。

第4章 基本目標

将来都市像「人がつながる 未来へつなげる ねたてのまち宜野湾」を受け、分野別に次の6つの基本目標を設定しました。市民、事業者及び行政のもとに、これらの目標の実現を推進していきます。

目標1：市民と行政が協働するまち

市民と行政が協働することで多様化・複雑化する地域課題に対し、柔軟できめ細やかな対応ができるまちを目指します。

具体的には、地域コミュニティの活性化やNPO、市民団体、ボランティア団体等への支援、協働による事業の実施、外国人住民も含めた市民への的確な情報提供等により、住民自治の向上と市民力の育成を図ります。

さらに、市民ニーズに応じた行政サービスを提供するためにも、健全な行政運営に取り組みます。

目標2：健康で、安心して住み続けられるまち

高齢化に伴う介護ニーズや多様な子育てニーズが高まる中、すべての市民が生涯に渡り健康で、安心して住み続けることができるまちを目指します。

具体的には、市民の健康づくり活動や福祉の充実等により、子どもを産み育てやすく、全市民で支え合いながら、健康で暮らしやすい保健・福祉活動の充実を図ります。

また、西普天間住宅地区跡地において検討している「国際医療拠点構想」に取り組み、健康都市としてのまちづくりを推進します。

目標3：文化を育み、心豊かな人を育てるまち

教育環境が充実している本市において、学校教育や社会教育をさらに推進するとともに、歴史ある文化の継承と活用により、市民が生涯学び、いきいきと活動するまちを目指します。

具体的には、子どもの学力向上を図るため、学校教育施設の整備、教育現場におけるICTの整備及び教職員への各種研修のさらなる充実を図るとともに、生涯学習の機会の創出活動を支援します。また、本市の文化を継承しながら、子どもの頃から芸術・文化に触れる機会を創出し、高齢者と若者等、世代を超えた交流に取り組みます。

目標4：地域資源を活かした、活力あるまち

本市が有する地域資源を活かした産業の振興を支援し、個性と活力あるまちを創出し発展を目指します。

具体的には、コンベンション機能のさらなる充実により観光・リゾート産業を振興するとともに、商工業、農業、漁業においては、産学官に加え金融機関との連携による取り組みや他産業との連携、新たな特産品の開発及びブランド化の推進等の支援により産業全体の活性化を図ります。

目標5：安全・快適で、持続的発展が可能なまち

地球環境にやさしく災害にも強い安全・安心なまちを目指すとともに、都市機能と自然環境の調和を図り、持続的発展が可能なまちを目指します。

具体的には、快適な生活環境を支える都市基盤整備の推進に取り組みます。さらには消防・防災体制の強化及び防犯・交通安全対策に取り組むとともに、緑化の推進や緑地の保全により自然環境と調和した住環境形成に取り組みます。

また、環境への負加が少ない自然エネルギーの利用促進、ごみの減量やリサイクルの推進等、環境衛生対策の強化及び循環型社会の形成に努めます。

目標6：平和をつなぎ、未来へ発展するまち

普天間飛行場の固定化を絶対に阻止し、一日も早い閉鎖・返還に向けた取り組みや返還されるまでの間の危険性の除去及び基地負担軽減の実現に向けた取り組み、さらには基地跡地利用の促進及び平和行政の推進により、未来に向かい平和で発展するまちを目指します。

具体的には、基地被害の防止を推進するとともに、基地跡地利用に係るまちづくりの検討や勉強会の開催、平和学習の環境づくり等総合的に推進します。

第5章 将来人口フレーム

【将来人口フレーム】 令和6（2024）年度に105,000人

本市の過去5年間の人口動向を見ると、年間平均約700人ずつ増加しています。

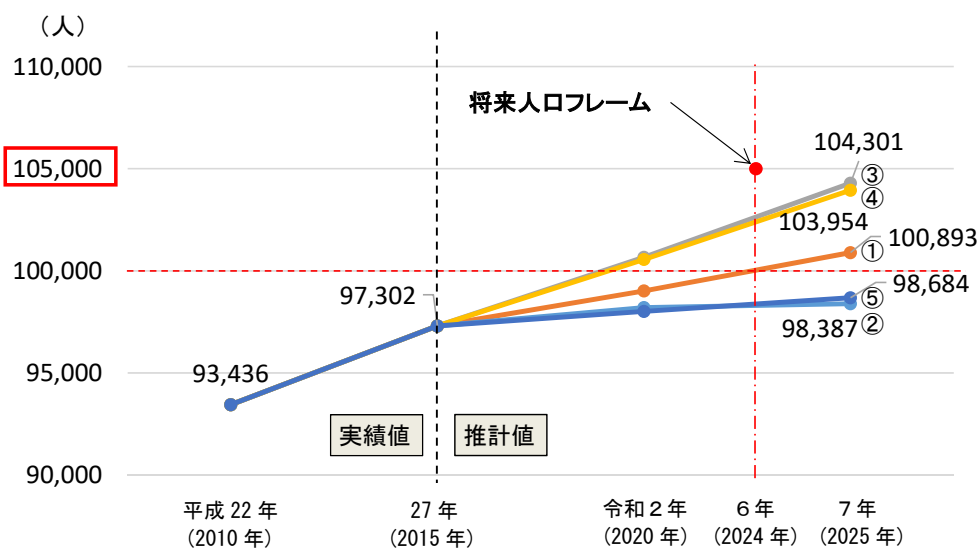
過去5年間の人口の伸び率に基づいた近似式による人口推計^{*1}（3パターン）のうち、最も相関係数が高く信頼性が高い推計結果（③指数近似曲線）を見ると、本市の人口は令和7年には104,301人と推計されます。

宜野湾市人口ビジョン（①）における将来展望を見ると、人口は増加し、令和7年の人口を100,893人と設定しています。

コーホート要因法^{*2}（②）による人口推計では、今後人口は減少に転じることが推計されるものの、令和7年までは増加傾向にあります。

以上の推計を踏まえ、今後、子育て環境の充実や健康都市の実現に向けた取り組み等を推進することにより、令和6（2024）年度には105,000人の人口を目指します。

■将来人口の推計



- ① 宜野湾市人口ビジョン（平成27年度策定）における将来展望
- ② 住民基本台帳における平成27（2015）年9月末の実績人口に基づいた、コーホート要因法による将来人口推計
- ③ 住民基本台帳における過去5年の実績人口の伸び率に基づいた、将来人口の近似推計（指数近似曲線）
- ④ 住民基本台帳における過去5年の実績人口の伸び率に基づいた、将来人口の近似推計（線形近似曲線）
- ⑤ 住民基本台帳における過去5年の実績人口の伸び率に基づいた、将来人口の近似推計（対数近似曲線）

^{*1}「近似式による人口推計」とは、過去のデータの傾向を基に将来値を予測するもの。
信頼性の高い指数近似曲線、線形近似曲線、対数近似曲線の3パターンにて推計を実施している。
指数近似曲線は、人口の伸び率が次第に高くなる場合の推計
線形近似曲線は、人口の伸び率が維持される場合の推計
対数近似曲線は、人口の伸び率が次第に低くなる場合の推計

^{*2}「コーホート要因法」とは、年齢別人口の加齢に伴い生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生及び人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法。

第6章 土地利用構想

1節 土地利用の基本方針

土地は市民生活や生産活動の共通の基盤として、うるおいと活力をもたらす大切な資源です。本市には、普天間飛行場の周辺にまとまった緑地・樹林が残されており、豊富な地下水や多くの湧水、大山湿地等市街化が進んだ都市の中にも貴重な自然環境が見られます。

土地利用にあたっては、本市の自然・歴史文化・社会特性を踏まえ、持続的発展が可能な都市づくりの観点にたって、開発と保全の調和に努めます。

2節 利用区分別の方針

土地が現在及び将来における市民のための限られた資源であり、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であるという基本的認識に立って、公共の福祉を優先させ、健康で文化的な生活環境の確保と地域性豊かな本市の均衡ある発展を図ることとします。

なお、土地利用を計画するにあたっては、土地の安全性や環境面への配慮等、長期的な視点に立って自然を守り・活かす持続可能な利用を基本とします。

(1) 住宅地

本市は、今後とも人口及び世帯数の緩やかな増加による住宅需要が見込まれます。少子高齢化の進行や都市化の動向、災害に関する地域の自然的・社会的特性等に対応しつつ、土地利用の高度化、低未利用地の有効利用及び都市基盤の整備を図り、良好な住環境を確保します。

(2) 産業用地

本市は、沖縄県の中心部に位置し、地理的に優れているほか、沖縄振興特別措置法に基づく様々な優遇措置制度の指定を受け、物流、卸売業、倉庫業等を営む企業が集積しています。一方で、企業誘致に必要な用地が不足しているため、土地区画整理予定地や駐留軍用地跡地の利用計画等を見据え、産業用地の確保に努めます。

(3) 道路

陸上交通を道路のみに依存する本県においては、道路整備が県民生活や産業活動に与える影響は極めて大きいといえます。本市の中央部に位置する普天間飛行場の返還を見据えて、幹線道路の整備や、鉄軌道を含めた新たな公共交通システムの導入が検討されており、既成市街地及び基地跡地の整備と併せて、住区ごとに地域の自然環境や文化的景観の保全・形成に十分配慮した安全で快適な道路づくりを図ります。

(4) 公共用地

公共用地は、市民生活を営む上で大切な機能を果たす用地です。必要な用地については、既存施設の活用も含め、計画的かつ円滑に確保を行う必要があります。

(5) 駐留軍用地跡地

本市の中央部を占める広大な基地は、本市の良好な生活環境の確保、産業の振興、都市の形成、体系的な道路網の整備等、多面的に大きな阻害要因となっています。平成27年3月に返還されたキャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の跡地利用を国、県とともに着実に推進するほか、統合計画において返還予定が示された普天間飛行場及びキャンプ瑞慶覧（インダストリアル・コリドー地区）についても、確実な返還に向けて取り組みます。

(6) 海浜・河川

水面・河川・水路については、水害に対する都市居住の安全性確保や雨水排水路等の整備に努めます。また、広大な沿岸域を構成する本市の西海岸地区にはビーチやマリナーが立地しサンゴ礁の生物が見られるなど、市民及び県民のレクリエーション活動のためのかげがえのない場となっています。

沿岸域については、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多面的な期待があることから、生態系の保全と水質の汚染防止を図るとともに、海域と陸域との一体性に配慮し長期的な視点に立った総合的な利用を図ります。

(7) 農地・緑地

本市の農地は、生産者の高齢化、後継者不足及び都市化に伴い、耕地面積は縮小傾向にあります。今後は、都市型の地域特性を生かした農地の活用及び新たな生産品目の検討を図ります。

緑地については、都市の骨格を形成するまとまりのある緑の保全、住民の生活に身近な公園の緑地の創出及び動植物や文化財にも配慮した緑地の保全に努めます。